

代 理 人 の 有 無

年 月 日

団体名称 川辺町

代表者氏名

1 代理人の有無

(1) 有 代理人 住 所 川辺町

氏 名

(2) 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

※該当する団体は「有」に○印を入れ、該当のない団体は、「無」に○印を入れて届出してください。

参考：地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

記載例

代理人の有無

●●年●●月●●日

団体名称 川辺町自治会

代表者氏名 川辺 太郎

1 代理人の有無

(1) ☒ 有 代理人

住 所 川辺町中川辺 7 8 9 番地

氏 名 飛驒川 一朗

(2) ☐ 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

※該当する団体は「有」に○印を入れ、該当のない団体は、「無」に○印を入れて届出してください。

参考：地方自治法の規定

- ・第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。
- ・第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- ・第260条の10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。